

## 平成28年度以降の宮崎市行財政改革大綱の取扱いについて

### 1 現大綱の取組期間の延長と一部改訂

- 現在の大綱である第7次宮崎市行財政改革大綱の取組期間は、地方を取り巻く社会経済情勢の急激な変化に即応するため、平成25年度から平成27年度までの3年間としています。
- 現在の大綱は、計画期間を平成29年度までとする第4次宮崎市総合計画の後期基本計画の下部計画として位置づけられていることから、次期の行財政改革大綱を策定することとした場合、その取組期間は、後期基本計画の終期に合わせて、平成28年度と平成29年度の2年間となります。
- しかしながら、2年間という短期間の計画から得られる効果と所管課の事務負担を考慮すると、次期の大綱を策定するよりも、必要な改訂を行った上で現在の大綱の取組期間を平成29年度まで延長する方が適切と考えられます。
- なお、現在の大綱の取組期間を延長した場合、次期の大綱については、取組期間を宮崎市総合計画の基本計画の期間に合わせて策定することとします。

### 2 一部改訂の検討体制

#### (1) 組織

庁内組織である「宮崎市行政改革推進本部（本部長：市長、事務局：人事課行政改革推進室）」及び「同幹事会」において進めます。

#### (2) 市民意見の反映

各界の知識経験を有する者で構成する「宮崎市行政改革推進委員会」から意見を聴取します。

### 3 一部改訂の内容

現在の大綱の実施項目については、これまでの実施状況を検証したうえで、必要に応じ見直します。また、社会経済状況等の変化によって生じる新たな課題に対して、実施項目を追加します。

### 4 スケジュール

日付	会議名	検討内容
平成27年7月29日	第1回宮崎市行政改革推進本部幹事会	平成26年度実績及び大綱延長の協議
“ 8月3日	第1回宮崎市行政改革推進本部会議	平成26年度実績及び大綱延長の協議
“ 8月26日	第1回宮崎市行政改革推進委員会	平成26年度実績及び大綱延長の協議・決定
“ 11月～	第2回宮崎市行政改革推進本部幹事会	一部改訂内容の協議
	第2回宮崎市行政改革推進本部会議	一部改訂内容の協議
	第2回宮崎市行政改革推進委員会	一部改訂内容の協議・決定
平成28年2月～	第3回宮崎市行政改革推進本部幹事会	一部改訂内容最終案の協議
	第3回宮崎市行政改革推進本部会議	一部改訂内容最終案の協議
	第3回宮崎市行政改革推進委員会	一部改訂内容最終案の協議・決定